

令和3年度入学（一般選抜 前期日程）試験問題の出典

総合政策学部

種別	大問 番号	著者名	著作物名	書名等	版元
総合 問題	1-文章A	朝日新聞	（憲法を考える）住民 投票 民主主義とは 辺野古移設めぐり 沖 縄の5市長、一時不 参加を表明	朝日新聞社, 2019年2月26日朝刊よ り * 朝日新聞社/朝日新聞 出版社に無断で転載するこ とを禁じます * ウェブサイト公開承認 番号 21-1335	朝日新聞社
	1-文章B	朝日新聞	（360°）民意 直 接住民からくみ取る 地方議員 なり手不足	朝日新聞社, 2017年11月27日付 朝刊より * 朝日新聞社/朝日新聞 出版社に無断で転載するこ とを禁じます * ウェブサイト公開承認 番号 21-1335	朝日新聞社
	1-文章C	朝日新聞	（記者解説）住民投票 眠れるパワー 地方自 治の冬 直接民意を突 破口に	朝日新聞社, 2019年5月13日付朝 刊より * 朝日新聞社/朝日新聞 出版社に無断で転載するこ とを禁じます * ウェブサイト公開承認 番号 21-1335	朝日新聞社
	1-文章D	上野 千鶴子	民主主義という道具を 使いこなす	『18歳からの民主 主義』岩波新書編集部 編, 岩波書店, 2016年より pp.198-201	岩波書店
	2	小塚 荘一郎	A I の時代と法	岩波書店, 2019年より pp.11-16	岩波書店

令和3年度 一般選抜・前期

総合政策学部

総合問題 (120分)

注意事項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 この冊子は、8ページあります。なお、下書き用紙が2枚あります。
- 3 試験中に問題冊子及び解答用紙の印刷不鮮明、ページの脱落などがあった場合は、手を挙げて試験監督者に知らせなさい。
- 4 解答は、必ず黒鉛筆(シャープペンシルも可)で記入し、ボールペンや万年筆などを使用してはいけません。
- 5 解答用紙には、氏名及び受験票と同じ受験番号を忘れずに記入しなさい。
- 6 解答は、必ず解答用紙の指定された箇所に記入しなさい。
- 7 下書きの必要があれば、下書き用紙を利用してかまいません。
- 8 試験終了後、問題冊子と下書き用紙は持ち帰りなさい。

1 文章A～文章Dを読み、あとの問いに答えなさい。

文章A

選挙で選ばれた代表を通じた[1]民主主義に対し、住民投票は[2]民主主義の手続きだ。5市が不参加を貫けば、沖縄県民全体の意思を示せず、その意義が損なわれるところだった。

なぜ、こんなことが起きたのか——。5市長が挙げたのは、「市議会の判断の重さ」。県民投票の経費を計上した予算案が認められなかったからだ。

経費は県が負担するから懐は痛まない。否決されても市長の判断で支出できるが、「民意を知りうるのは議会」(桑江朝千夫・沖縄市長)などとして、民意を直接問う県民投票に参加しようとしなかった。

[1]と[2]。二つの民主主義について、憲法はどう位置づけているのか。

前文では「権力は国民の代表者がこれを行使」すると記している。41条は、国会を「唯一の[3]機関」と位置づける。国政では[1]民主主義を基本としていることがわかる。

一方、地方自治については、93条で自治体に議会を置くと定めているものの、「権力は代表者が行使」といった表現はない。地方自治法は町村に対し、議会を置かずに有権者全員による「町村総会」^①を設けることも認めている。住民に身近な地方自治では、[2]民主主義をより採り入れやすくなっている。

過去の住民投票の大半は、自治体が根拠となる[4]を定めて実施している。首長や議会が[4]^②案を提出できるほか、住民が有権者の50分の1以上の署名を集めて[4]を制定するよう首長に「[5]」することも可能だ。今回の沖縄県民投票も[5]が出发点となった。

住民投票に詳しい武田真一郎・成蹊大法科大学院教授(行政法)は、その意義をこう説く。

「代表が民意を反映していれば、住民投票をする必要はない。ところが代表は、住民が望むことをせず、望まないことをする。そこで住民は『自分たちの声を聞いてほしい』と声を上げる。実際に住民投票がおこなわれれば代表も結果を無視できず、大半が尊重する。[2]民主主義によって[1]民主主義の機能不全が修正され、本来の機能を回復する」

ただ、日本の制度では、[5]をしても、議会の議決を経なければ住民投票にたどりつけない。武田教授によれば、市町村合併を除く住民投票[4]案のうち、成立したのは[5]と首長、議員の提案をあわせて15%未満にとどまる。この点で、一定の署名が集まれば住民投票を実施する米国の州やスイスなどの制度とは異なる。

(『朝日新聞』2019年2月26日付朝刊、「(憲法を考える)住民投票 [2]民主主義とは 辺野古移設めぐり 沖縄の5市長、一時不参加を表明」より、一部改変)

文章B

地方自治法には、町や村で議会を廃止し、有権者全員で構成する「町村総会」を設置できる規定がある。

(中 略)

総務省が7月に立ち上げた「町村議会のあり方に関する研究会」では、町村総会について有識者から慎重な意見が相次いだ。

研究会のきっかけは、高知県大川村議会(定数6)が議員のなり手不足を理由に今春、町村総会の検討を始めたことだ。総務省幹部は「過疎地域に数百人の住民が集まれるホールがあるか」「お年寄りに(会場まで)移動してもらおうのか」と実現の難しさを指摘。結局、大川村議会は9月に町村総会の検討を中断したが、研究会ではその後も、議員の裾野を広げる具体的な方策を議論している。

町民全員会議や町村総会に限らず、自治体レベルでの〔 2 〕民主主義的な試みは各地で行われている。

14年に財政危機が表面化した千葉県富津市は、無作為抽出で選んだ住民2千人に手紙を出し、協力を申し出た82人が「市民委員会」を組織した。委員会は7回にわたって議論を重ねて人口減に悩む市の活性化策を提言した。政策シンクタンク「構想日本」が協力したもので、同様の試みは福岡県大刀洗町や群馬県太田市などでも実施されている。

(『朝日新聞』2017年11月27日付朝刊、「(360°)民意 直接住民からくみ取る 地方議員 なり手不足」より、一部改変)

文章C

※問題文中の ■ 部分は個人名を置き換えています。

平成最後の4月の統一地方選では、多くの選挙で過去最低の投票率を記録した。市区町村議選の平均投票率は46%で、下落に歯止めがかからない。道府県議選では4割近い選挙区が無投票になり、4人に1人が無投票で当選。地方議員のなり手不足も深刻化し、首長や議員を選んで自治を託すという「〔 1 〕民主主義」は揺らいできた。

代わりに住民が特定の政策について1票を投じる住民投票が活用されるケースがみられる。議会や首長を通さず自治に関わろうとする「〔 2 〕民主主義」の仕組みで、投票率は一般の選挙より高くなることが多い。

住民投票が広がるきっかけとなったのは、東北電力巻原発の建設計画をめぐる1996年の新潟県巻町(現・新潟市)のケースだ。計画の是非を問う住民投票を求めるグループは、原発を推進する町長をリコール運動で辞職に追い込み、町議選で多数派を握った。これなどにより、日本で初めて〔 4 〕に基づく住民投票にこぎつけた。

(中 略)

住民投票は投票率が88.29%に上り、「原発建設に反対」が61%になった。この結果が、2003年の東北電力の計画撤回につながった。

(中略)

住民投票は本来、議会の解散請求や首長・議員の解職請求(リコール)といった特定ケースのみが対象。ただ、旧巻町のように地方自治法に基づく〔4〕で実施することはでき、住民には〔5〕権もある。

まず、有権者の2%以上の署名が集まれば、首長に住民投票〔4〕の制定を求めることができる。そのうえで議会の過半数の賛成で〔4〕ができる。ただ、法的拘束力はなく、住民投票の結果について首長が守る義務はない。

旧巻町で起きた高揚感は、すぐに全国に広がった。1997年から98年にかけて、いずれも産業廃棄物処理施設の建設が問題になっていた岐阜県御嵩町、宮崎県小林市、岡山県吉永町(現・備前市)で住民の〔5〕が通って住民投票が実施され、投票率76~92%、反対59~98%という結果で「産廃NO」の民意が示された。小林市以外の2町では、計画が撤回された。

住民投票の指南役となったAさんは、挫折も味わった。98年の旧吉永町を最後に、住民の〔5〕は3年3カ月の間、44件連続で議会が否決。鳥取県米子市の場外馬券売り場誘致や滋賀県のびわこ空港計画、埼玉県行田市の展望タワー建設、神戸市の神戸空港建設、福井県高浜町の原発プルサーマル計画など、いずれも住民の反対が強かったが、議会の壁に阻まれた。

「国民投票/住民投票情報室」によると、旧巻町以降、430件余りの〔4〕に基づく住民投票があった。ただ、市町村合併以外は53件で、うち住民側の請求に基づくのは15件にすぎない。

(『朝日新聞』2019年5月13日付朝刊、「(記者解説)住民投票 眠れるパワー 地方自治の冬 直接民意を突破口に」より、一部改変)

文章D

民主主義は道具だ。何を決めるかではなく、いかに決めるかについての、不完全で欠陥の多い、しかし、今のところこれに代わるこれ以上のものがないと思われている、道具である。民主主義という道具を使うにあたって、次のふたつのことは、念頭に置いておいたほうがよい。

第1は、民主主義はたんなる道具だから、それを使ってつくる作品の質をホショウしない、つまり何を決めるかの決定の正しさを、すこしもホショウしない、ということである。どんなに民主的に決められたことでも、困ったこと、間違ったこと、愚かなことを決定する可能性はいつでもある。なぜなら、それは人間という不完全で限界のある存在が決めることだから。例えば、20世紀の初めには、世界でいちばん民主的な憲法と言われたドイツのワイマール憲法のもとで、きわめて「民主的」にナチスの独裁政権が成立した。21世紀の初めにも、9.11以後のアメリカでブッシュ大統領が始めたイラク戦争にアメリカ議会の大多数が賛成したが、あとになってその戦争には大義もなければ根拠もなく、結果は失敗だったことがわかった。

なのに、なぜ民主主義が擁護されるかといえば、それは意思決定者である主権者が納得して決めたことだから。失政も愚策も、主権者が自らそのツケを負うことになる。そうでなければ、わたしたちは、君主や独裁者など——たとえそれが「賢人」であれ——他の誰かの決定に、自分の運命を委ねることになる。主権者であるとは、「自分の運命を自分で決めることのできる、他人に譲り渡すことのできない至高の権利」の保持者である、ということだ。主権を行使する、とは、この意思決定権を行使する、ということである。主権者には「間違え権利」もあるが、だからこそその結果を引き受ける責任もある。自分の運命を他人任せにしない、ということが民主主義の核心にある。

第2は、民主主義は道具だから、使い方に習熟しなければならないし、使わなければ錆びる、ということだ。^⑦民主主義は選挙や国会の中だけにあるのではない。ものごとを取り決めるカテイ^⑧のすべてに、民主主義という道具は関係する。それならその道具に習熟するには、子どものときから、家庭や学校や地域のすべての場所で、民主主義を学んで身につける必要があるのではないか。学校で教師が「みんなで決めた規則だから守りましょう」という。それが納得できないのは、「みんなで決めた」といいながら、その実「教師が押しつけた」規則だからだ。生徒が規則を守るのは教師に服従しているからで、納得しているからではない。こんな学校には民主主義はない。あるいは家庭で今日の食事は誰が作るのかをどうやって決めているだろうか。妻だから作るのがあたりまえ、夫だから遅く帰ってもかまわない、というのは、規範や習俗や男女の力関係に従った支配—服従関係にほかならない。お互いに納得のいく話し合いの結果でなければ、家庭に民主主義があるとはいえない。

(中 略)

もうひとつ付け加えれば、民主主義はひとつではない。代議制民主主義だけが民主主義ではないし、多数決だけが民主主義ではない。[1・]民主主義だけでなく、[2]民主主義もある。熟議民主主義もあるし、ラディカル・デモクラシーもある。民主主義は欠陥の多い道具だから、いろんないちたちがいろんないちたちで、シコウ錯誤しながら道具を精練しているのだ。

そう思えば、民主主義という道具を使うのは、思ったよりもたいへんなことがわかるだろう。日々の暮らしのなかで、民主主義を使わなければ、民主主義は学べない。家庭のなかで、学校のなかで、地域のなかで、話し合いをすること、異見を言うこと、異見に耳を傾けること、少数意見を排除しないこと、話し合いの前と後とで、自分と相手の意見が変わること……そういうテーマのかかるめんどくさいカテイ^⑧を経て、関わるひとたち全員が納得できる意思決定が行われる経験を積み重ねなければ、民主主義は身につかない。

わたしがとっても心配なのは……いまのあなたの家庭や学校に、民主主義を学ぶ機会はあるだろうか、ということだ。

(上野千鶴子「民主主義という道具を使いこなす」岩波新書編集部編『18歳からの民主主義』、岩波書店、2016年、pp.198~201より、一部改変)

問 1 空欄[1]～[5]に当てはまる語句を答えなさい。

問 2 下線部①とは何かについて、文章Aおよび文章Bの表現を用いながら 60 字以内で説明しなさい。

問 3 下線部②に関連して、日本の「住民投票」の仕組みとその特徴について、文章Aおよび文章Cの表現を用いながら 125 字以内で説明しなさい。

問 4 下線部③はどのようなことを指しているのか、文章Dの表現を用いながら 30 字以内で説明しなさい。

問 5 下線部④・⑧・⑩のカタカナを漢字に直しなさい。

問 6 下線部⑤・⑥・⑨の漢字の読みを答えなさい。

問 7 下線部⑦について、具体的にどのようにする必要があるのか、文章Dの表現を用いながら 125 字以内で述べなさい。

2 次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

テクノロジーが人間の可能性を大きく拡大しようとするとき、しばしば、「法が技術に追いついていない」と言われる。たしかに、従来の技術を前提に作られている法制度は、新しいテクノロジーを活用しようとする上で、ショウガイとなる場合がある。

例として、自動運転の技術を^①とり上げよう。自動運転については、自動運転がまったく取り入れられていないレベル0（運転者がすべての動作を実行する段階）から、レベルを6段階に分けて考えられることが多い。もともとは、アメリカの自動車技術者協会(Society of Automotive Engineers：SAE)という団体がつくったレベル分けであるが、アメリカの運輸省に採用され、日本政府も、平成30(2018)年4月に公表した『自動運転に係る制度整備大綱』で、これにジュンキョ^②することとした。この『制度整備大綱』は、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の官民データ活用推進戦略会議が策定したものである。その中に掲げられた「自動運転レベルの定義」の表を、少し簡略化して掲げると、表1のようになっている。

表1 自動運転レベルの定義

レベル	名称	定義概要	安全運転に係る監視, 対応主体
0	運転自動化なし	運転者が全ての動的運転タスクを実行	運転者
1	運転支援	システムが縦方向又は横方向のいずれかの車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行	運転者
2	部分運転自動化	システムが縦方向及び横方向両方の車両運動制御のサブタスクを限定領域において実行	運転者
3	条件付運転自動化	システムが全ての動的運転タスクを限定領域において実行。作動継続が困難な場合は、システムの介入要求等に適切に応答	システム(作動継続が困難な場合は運転者)
4	高度運転自動化	システムが全ての動的運転タスク及び作動継続が困難な場合への応答を限定領域において実行	システム
5	完全運転自動化	システムが全ての動的運転タスク及び作動継続が困難な場合への応答を無制限に(すなわち、限定領域内ではない)実行	システム

このうち、レベル4(高速道路上など特定の領域に限って、自動運転システムがすべての動作を実行する段階)や、レベル5(場所を限定せず、自動運転システムが無制限にすべての動作を実行する段階)は、法律の改正がなければ、実現できないとされている。現在の法律にどのような問題があるかという点、道路上を自動車が走行する際のルールを規定している道路交通法に、「車両等の運転者は、当該車両等のハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道

路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない」という規定があることである(道路交通法70条)。この規定により、自動車には「運転者」が乗っていることを前提に、その運転者が、ハンドルやブレーキを操作することが必須とされているわけである。レベル4の自動運転車では、限定領域の中では、運転者はハンドルなどの操作をしないので、道路交通法のこの規定の違反になってしまう。まして、レベル5の自動運転車の場合、運転者がそもそも乗っていない可能性もあるから、この規定が存在する限り、日本では、公道上の走行は認められる余地がない。なお、自動運転技術の実証実験が公道上で行われる場合もあるが、それは、道路交通法にもとづく自動車の走行ではなく、道路を使ったイベントなどと同じように位置づけて、「道路使用許可」によって実施されている。

それならば、一刻も早く道路交通法を改正すればよさそうなものであるが、それも簡単ではない。その理由は、道路上の車両の走行に関するルールは国際条約が取り決めているからである。世界には、そのような国際条約が二つあるが、そのうち、日本がテイケツしている1949年ジュネーブ道路交通条約(正式の題名は「道路交通に関する条約」。^③昭和39年条約17号)は、「車両……には、それぞれ運転者がいなければならない」と正面から規定してしまっている(8条1項)。そのため、まずジュネーブ条約が改正されなければ、道路交通法の改正に踏み切るわけにはいかないというわけである。この問題の場合、たしかに、日本の法律と、その前提となっている条約が、自動運転技術の実用化にとってショウガイになっていると言えるであろう。

^①技術開発の現場から法律家に対する声の中には、少し性質の違ったものもある。それは、法律のルールが明確ではないので、技術開発を進めること、あるいは実用化に踏み出すことについて、不安が残るという指摘である。これは、特に、法律上の責任に関して言われる場合が多い。

AIの開発に関して、いわゆる「トロッコ問題」がよく論じられることは、この点と関係がある。「トロッコ問題」とは、もともとは、解決が困難な哲学上の問題としてテイキされたもので、^④簡単に述べると次のような問いかけである。

「ブレーキのついていないトロッコが走り出してから、線路上で5人の作業員が作業をしていることが発見された。このままトロッコを走らせると、その5人を轢いてしまう。手前にポイントがあり、そのポイントを切り替えると、トロッコは枝線の方に入っていくが、枝線の線路上には、別の作業員が1人作業をしており、今度はそちらを轢いてしまう。この時、どのような行動をとればよいのであろうか。」

この問題を最初にテイキしたイギリスの哲学者フィリッパ・フット教授は、ポイントを切り替えて犠牲者が少ない方を選択するという判断に疑問はないと考えていた(むしろ、そのことを前提として、さらに困難な判断を求められる状況との比較を進め、最終的に人工妊娠中絶が許される場合について考察した論文である)。その後、同じ問題がアメリカの法律雑誌でとり上げられた際も、ポイントを切り替えて犠牲者の数を減らす方を選ぶという結論に異論を唱える者はいないと書かれている。しかし、AIの開発に従事するエンジニアにとっては、これは、単なる哲学上の問いかけでは終わらない。トロッコをAIに置き換えたとき、このような問題に直面した

AIが、犠牲者の数が少ない方を選択して、結果的に、1人の人が亡くなることを許容するようなプログラムを書いてよいかを、エンジニアとしては決めなければならないからである。

しかし、不幸にして現実にはこのような事故が起こり、AIの選択によって1人の犠牲者が出た場合、「5人が犠牲になる事態をカ^⑤イヒしたのだからよかった」という議論にはならないであろう。

(小塚荘一郎『AIの時代と法』、岩波書店、2019年、pp.11-16より、一部改変)

問1 下線部①～⑤のカタカナを漢字に直しなさい。

問2 文章から我が国において「自動運転技術」の実用化が、相当困難であることを2つの点から筆者は示している。その2つの点を、それぞれ100字以内でまとめなさい。

問3 自動運転技術について、レベル0～レベル5において、事故が起きた際にどのような問題が生じると考えられるか。文章および表を参考に、安全運転に係る監視、対応主体をレベル0、1～2、3、4～5の4つのカテゴリーに大きく区分し、事故が起きた際の責任の所在は誰にあるのかを、法的な根拠の有無を考えて、600字以内で述べなさい。なお、システムに責任があるという表現は用いず、システムはどのようにして作られ、認可されるかを考えて答えなさい。